

[事案 28-301] 手術給付金支払請求

・平成 29 年 5 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

手術を 2 回実施したことを理由に、2 回分の手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 13 年 10 月に契約した医療保険にもとづき、2 回分の手術給付金を支払ってほしい。

- (1)平成 27 年 10 月に 2 回にわたり経皮的冠動脈ステント留置術を受けたため、手術給付金を請求したところ、1 回分の手術給付金しか支払われなかった。
- (2)2 回の手術は、手術方法は同じであるものの、別々の日に、異なる冠動脈に対してなされたものであるから、異なる手術であるといえる。

<保険会社の主張>

本契約の約款において、血管・バスケットカテーテル等により施行される手術の場合は、60 日の間に 1 回の給付を限度とすると定めているから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人から事情聴取を辞退する旨の申し出があった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、2 回分の手術給付金の支払いを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。